

第 139 号議案 長崎原爆資料館条例の一部を改正する条例

目 次	ページ
1 条例改正案の概要	1
2 施設の概要	3
3 指定管理者制度導入について	8
4 指定管理者制度導入までのスケジュール (案)	9
5 長崎原爆資料館条例新旧対照表	10
参考資料	
長崎原爆資料館、長崎市平和会館及び長崎市歴史民俗資料館への指定管理者制度導入	20

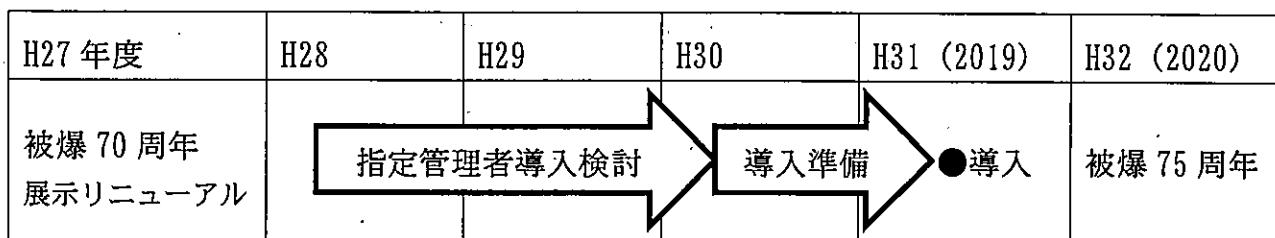
原爆被爆対策部
平成 30 年 11 月

1 条例改正案の概要

(1) 経過

被爆 70 周年の平成 27 年に長崎原爆資料館の展示をリニューアルし、被爆 75 周年の平成 32 年（2020 年）に向けてさらに資料館の運営について検討を行ってきた。

今後、被爆継承の重要性が増す中で多様化する業務に対応するために、原爆資料館の根幹となる資料の収集・調査研究や被爆の継承、平和発信など業務は引き続き直営とし、施設の管理運営に関する業務については、指定管理者制度を導入することにより事務を効率化し、速やかに被爆 75 周年に向けた体制強化を図っていく。



(2) 目的

長崎原爆資料館の管理について、経費削減、事務の効率化を図り、被爆者のいなくなる時代に備え、被爆 75 周年（2020 年）を前に、被爆都市の使命として原爆資料館業務の根幹をなす資料の収集・調査研究や被爆の継承、平和発信などに特化する体制を整えるため、根幹となる業務を除く施設の利用、施設・設備の維持及び受付などの管理等業務について、利用料金制による指定管理者制度を導入したい。

なお、指定管理者制度導入にあたり、現在、平和推進課において長崎原爆資料館と一体的に管理している長崎市平和会館及び長崎市平和会館と同一建物内にある長崎市歴史民俗資料館を併せた 3 施設を一体的に運営することで業務の効率化が図られるため、3 施設をグループとして指定管理者制度を導入することとし、一の指定管理者を選定したい。

(3) 改正の主な内容

ア 指定管理者による管理（第 6 条）

- ・長崎原爆資料館の管理を指定管理者に行わせる。
- ・指定管理者の指定に当たっては、公募の方法により行う。

イ 指定管理者が行う業務（第7条）

- ・長崎原爆資料館の利用の許可その他利用に関する業務
- ・長崎原爆資料館の施設及び設備の維持管理に関する業務

ウ 利用料金（第9条）

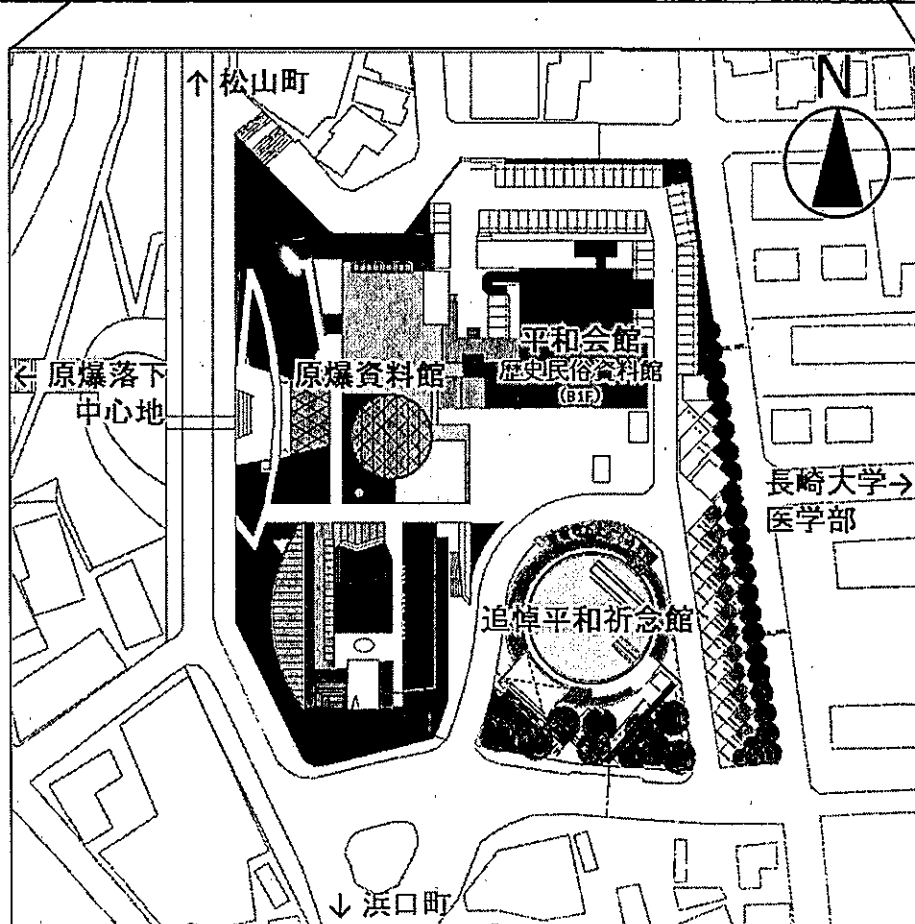
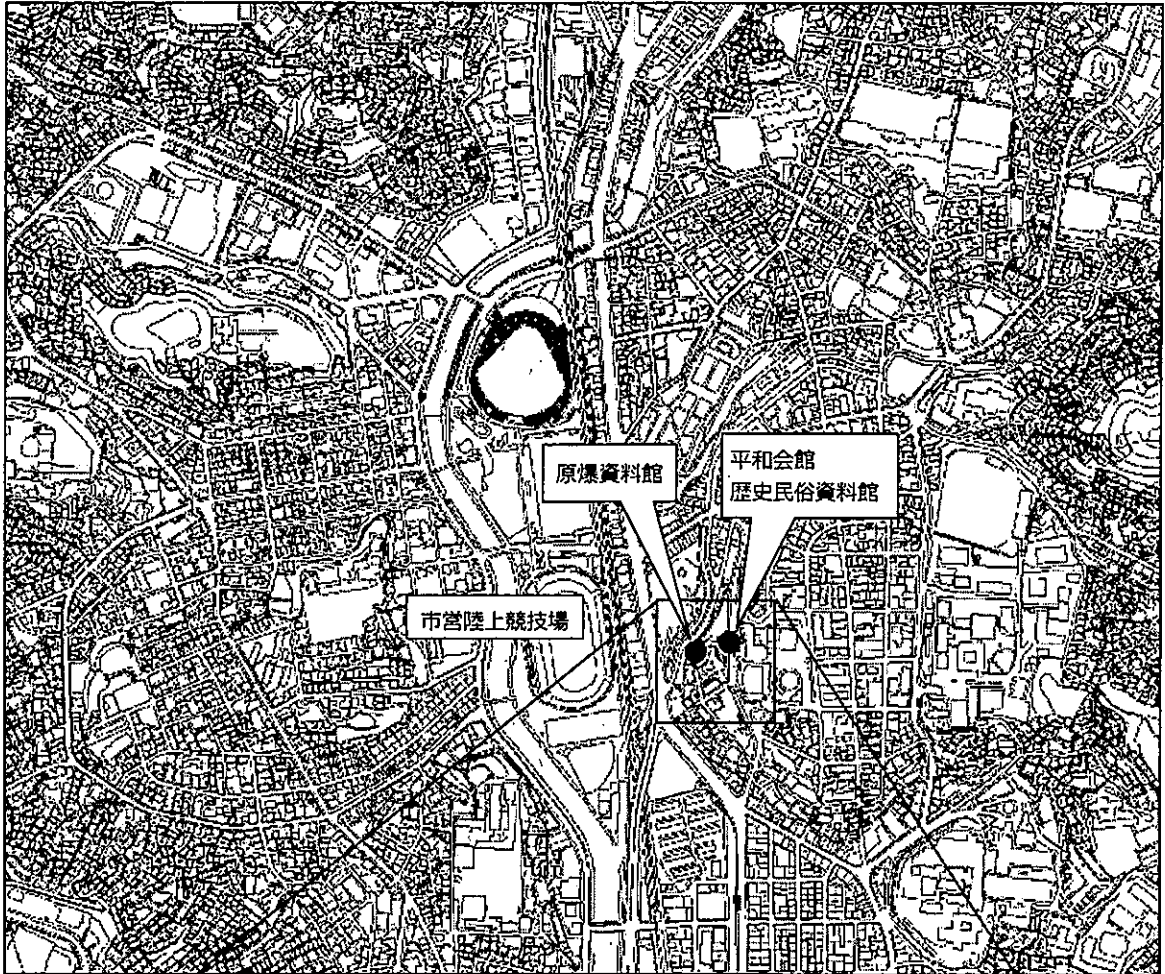
- ・利用料金を指定管理者の収入として收受させる。

（4）施行期日 平成31年（2019年）9月1日

指定管理者の指定に関し必要な手続きは、この条例の施行の日前においても行うことができる。

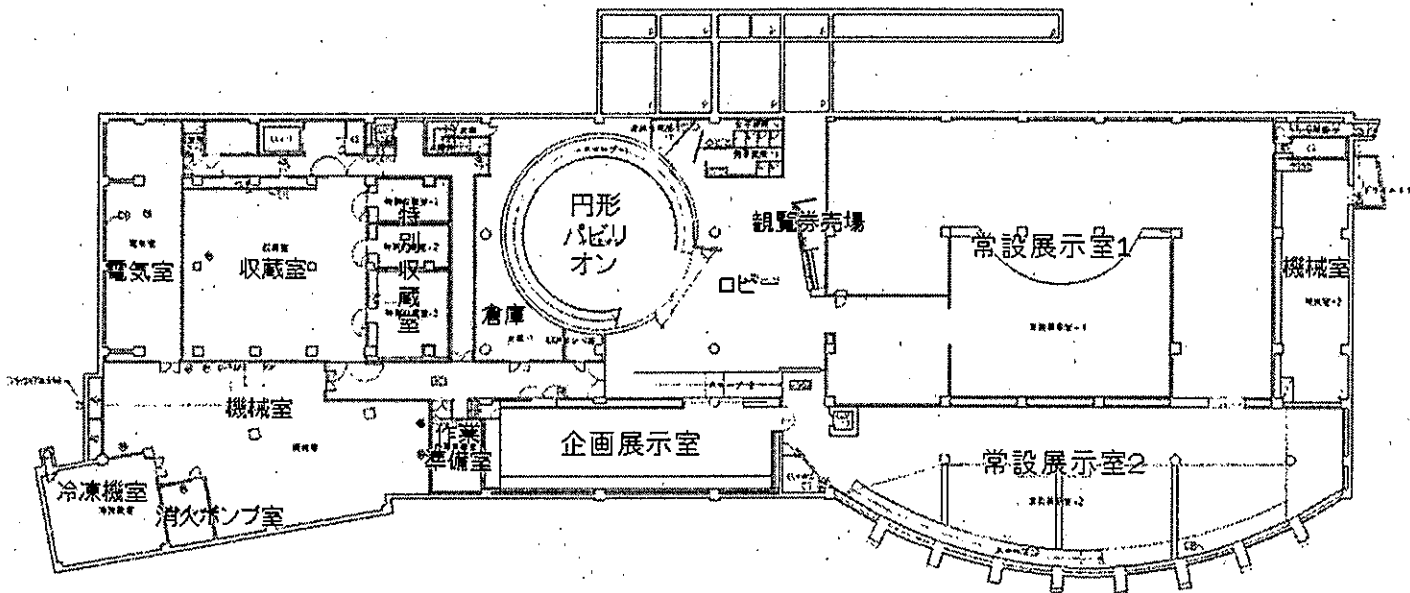
2 施設の概要

(1) 位置図

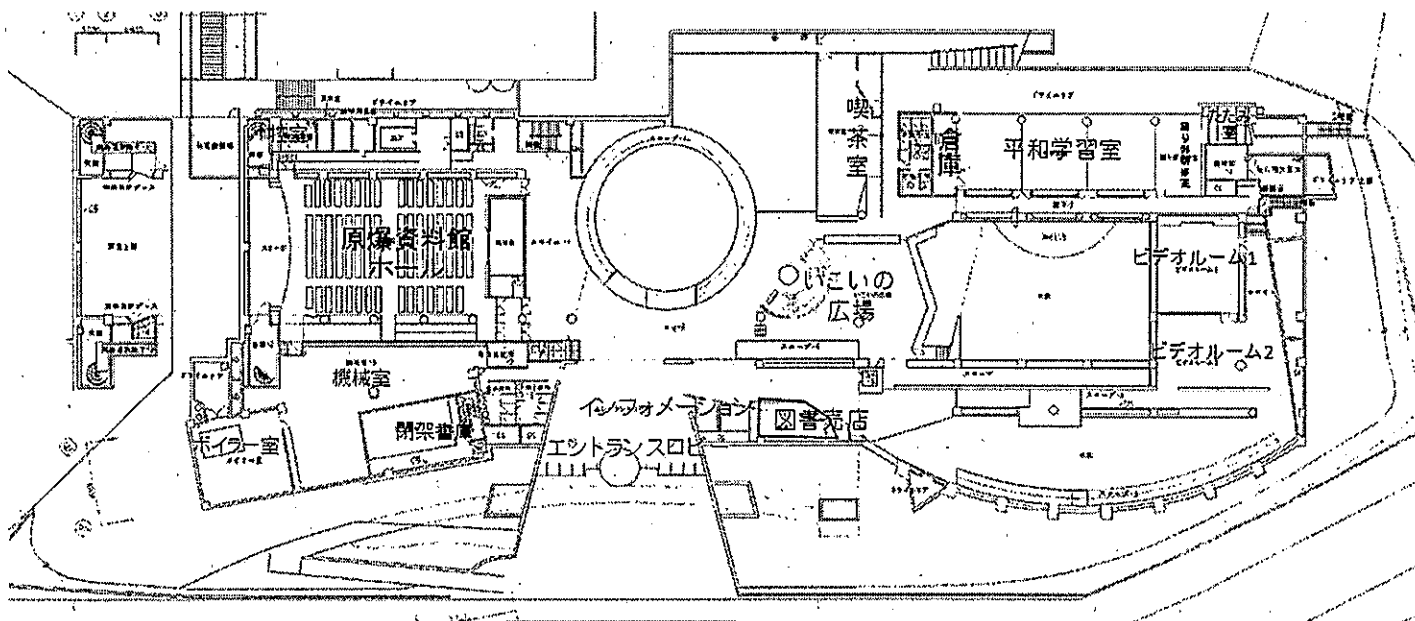


(2) 平面図

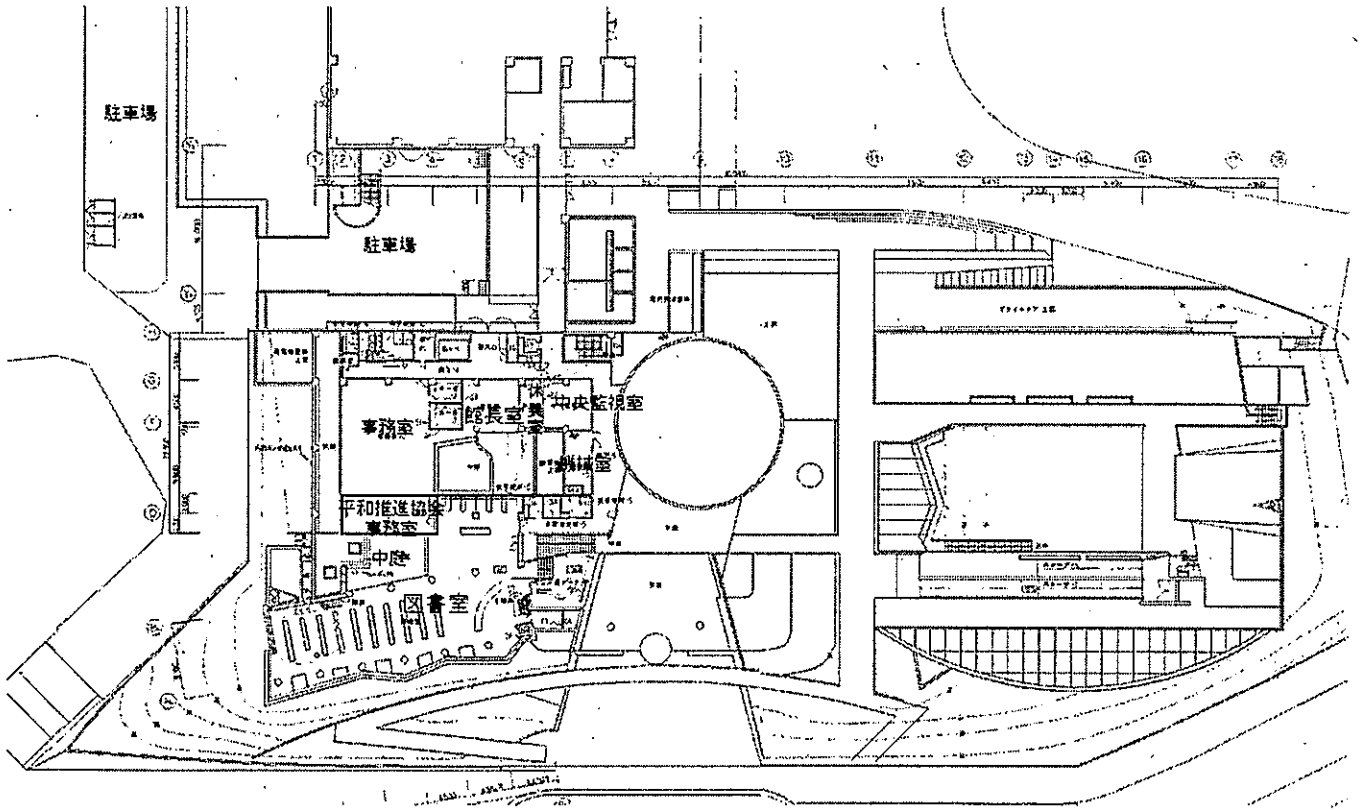
地下2階



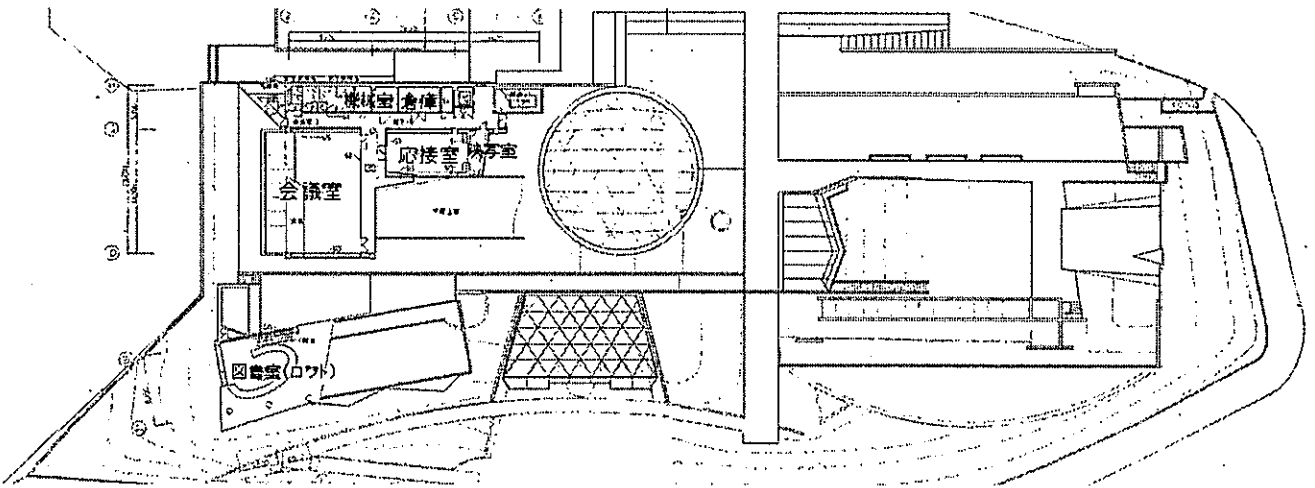
地下1階



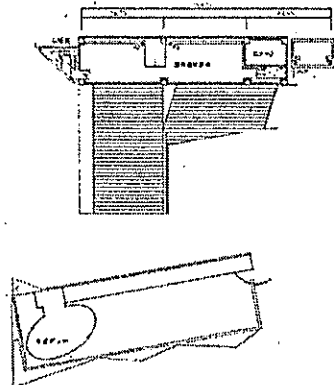
1階



2階



3階



- (3) 名 称 長崎原爆資料館
- (4) 所在地 長崎市平野町7番8号
- (5) 設置年月日 平成8年4月1日
- (6) 設置目的

原子爆弾により被爆した都市の使命として、被爆の実相と長崎市民の平和への願いを広く国の内外に伝え、核兵器廃絶と世界恒久平和の実現に寄与するため、原爆資料館を設ける。

(7) 主な施設内容

構造		鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造
延床面積		7,949.73㎡
施設内容	地下2階	観覧券売場、ロビー、常設展示室1、常設展示室2、企画展示室、円形パビリオン、収蔵室、特別収蔵室、作業準備室、倉庫、機械室、電気室、消火ポンプ室、冷凍機室
	地下1階	インフォメーション、エントランスロビー、原爆資料館ホール、控室、平和学習室、倉庫、研修室・たたみ室、ビデオルーム1、ビデオルーム2、いこいの広場、喫茶室、図書売店、閉架書庫、機械室、ボイラー室
	1階	図書室、中庭、事務室、平和推進協会事務室、館長室、休養室、中央監視室、機械室、駐車場
	2階	会議室、応接室、映写室、図書室(ロフト)、倉庫、機械室
	屋上	屋上庭園、屋上機械置場

(8) 開館時間
ア 資料館

区 分		利用できる時間
展示室	9月～4月	8:30～17:30
	5月～8月(8月7～9日までを除く)	8:30～18:30
	8月7～9日	8:30～20:00
ホール		9:00～22:00
図書館		9:00～17:00
その他		8:30～17:30

イ 駐車場

期 間	入出庫時間
9月～4月	8:00～18:00
5月～8月(8月7～9日までを除く)	8:00～19:00
8月7～9日	8:00～20:30

(9) 休館日

ア 資料館 12月29～31日

イ 資料館の施設で前項のほか利用できない日

施設名	利用できない日
ホール	1月1～3日
図書室	毎週月曜日及び1月1～3日

(10) 使用料

ア 観覧料

区分	観覧料	
	個人	団体(15人以上)
一般	円 200	円 1人につき 160
小中学生・高校生	100	1人につき 80

イ ホール使用料

区分 \ 利用時間	9:00～12:00	13:00～17:00	18:00～22:00
	平日	円 8,691	円 11,581
土日又は休日	10,429	13,896	16,683

※入場料金を徴収する場合は、この表に掲げる使用料の倍額。

※利用時間帯のいずれか全部を準備又はリハーサルのために利用する場合は、4割に相当する額。この場合において、当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

※附属施設使用料は別途定める。

ウ 駐車料金

区分	駐車料金	
	最初の1時間まで	その後30分までごと
バス	510 円	510 円
マイクロバス	250	250
普通自動車 小型自動車 軽自動車	100	100

(11) 利用者の推移

ア 資料館

(人)

年度	26年度	27年度	28年度	29年度
入館者数	671,921	743,745	684,176	705,314

イ 資料館ホール

(人)

年度	26年度	27年度	28年度	29年度
利用者数	51,893	59,022	52,819	54,888

ウ 駐車場

(台)

年度	26年度	27年度	28年度	29年度
駐車台数	47,704	52,125	47,675	48,969

3 指定管理者制度導入について

- (1) 指定期間 平成31年(2019年)9月1日～平成36年(2024年)8月31日(5年間)
- (2) 選定方法 公募
- (3) 利用料金制 適用する
- (4) その他 長崎市平和会館及び長崎市歴史民俗資料館を併せた3施設を一体的に運営することで事務の効率化が図られるため、3施設をグループ化して公募する。

4 指定管理者制度導入までのスケジュール（案）

年 月	市議会	内 容
平成 30 年 11 月	11 月議会	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">条例改正</div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例改正議案審査 ・ 補正予算（指定管理者候補者選定審査会費）議案審査
平成 31 年 1 月		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">評価項目策定（指定管理者候補者選定審査会）</div>
1 月～		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">指定管理者公募</div> （公募期間 3 か月）
2 月	2 月議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当初予算（指定管理者候補者選定審査会費）議案審査
4 月		<ul style="list-style-type: none"> ・ 公募締切
		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">審査（指定管理者候補者選定審査会）</div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 審査及び候補者団体の決定
6 月	6 月議会	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">指定管理者の指定</div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定議案審査
		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">債務負担行為の設定</div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補正予算議案審査
7 月		<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本協定書及び年度協定書の締結
9 月 1 日		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">指定管理者制度導入</div>

5 長崎原爆資料館条例新旧対照表

現行	改正後（案）
<p style="text-align: center;">○長崎原爆資料館条例</p> <p>第1条～第5条（略）</p> <p style="text-align: center;">（観覧料）</p> <p>第6条 資料館の展示室に展示している資料を観覧しようとする者は、別表第1に掲げる観覧料を納入しなければならない。</p> <p>2 前項の観覧料は、観覧の際に納入しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p style="text-align: center;">（利用の許可）</p> <p>第7条 資料館のホールを利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の許可をしない。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。</p> <p>(2) 資料館の管理上支障があるとき。</p> <p>(3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。</p>	<p style="text-align: center;">○長崎原爆資料館条例</p> <p>第1条～第5条（略）</p> <p style="text-align: center;">（指定管理者による管理）</p> <p>第6条 市長は、資料館の管理を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。</p> <p>2 市長は、前項の指定に当たっては、公募の方法により、これを行うものとする。</p> <p>3 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他市長が別に定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>4 市長は、前項の規定により提出された書類を審査し、次に掲げる条件を満たすものうちから最も適当と認めるものを指定管理者として指定する。</p> <p>(1) 市民の平等利用を確保することができるものであること。</p> <p>(2) 資料館の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。</p> <p>(3) 資料館の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているものであること。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が別に定める条件</p> <p style="text-align: center;">（指定管理者が行う業務）</p> <p>第7条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) 資料館の利用の許可その他の資料館の利用に関する業務</p> <p>(2) 資料館の施設及び設備の維持管理に関する業務</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、資料館の運営に関して市長が必要と認める業務</p>

(4) その他市長が適当でないとき。

3 市長は、資料館の管理上必要があると認めるときは、第1項の許可について条件を付することができる。

(使用料)

第8条 前条第1項の利用の許可を受けた者は、別表第2に定める使用料を納入しなければならない。

2 前項の使用料は、利用の許可の際に納入しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(開館時間及び休館日)

第8条 資料館の開館時間及び休館日は、市長の承認を得て指定管理者が定める。

2 前項の承認の基準は、資料館の利用形態、利用者の利便性等を勘案して市長が別に定める。

(利用料金)

第9条 資料館の展示室に展示している資料を観覧しようとする者、資料館のホールの利用の許可を受けた者又は資料館の駐車場に自動車を駐車させた者は、資料館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。

2 利用料金（附属設備の利用に係るものを除く。）は、資料館の展示室に展示している資料を観覧する場合にあっては別表第1に掲げる額を、資料館のホールを利用する場合にあっては別表第2に掲げる額を、資料館の駐車場に自動車を駐車する場合にあっては別表第3に掲げる額を基準として、利用の形態等の状況を勘案して指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。

3 附属設備の利用に係る利用料金については、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。

4 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

(利用料金の減免)

第10条 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定める基準に基づき、利用料金を減免することができる。

(模写等又は利用の許可)

第11条 学術研究等のため、資料館の資料（市長が指定するものに限る。第15条において同じ。）の模写、模造、複製、撮影等（以下「模写等」とい

(権利の譲渡等の禁止)

第9条 利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(許可の取消し等)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は利用を停止し、若しくは制限することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により利用の許可を受けたとき。
- (2) 利用の許可の条件に違反したとき。
- (3) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

2 前項の規定による処分によって利用者に損害が生じることがあっても、市は、その責めを負わない。

(駐車料金)

第11条 資料館の駐車場に自動車^を駐車させた者は、自動車の出庫の際に別表第3に定める駐車料金を納入しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

う。)をしようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 資料館のホールをしようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

3 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、模写等又は資料館のホールの利用(以下「利用等」という。)の許可をしない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 資料館の管理上支障があるとき。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (4) その他指定管理者が適当でないとき。

4 指定管理者は、資料館の管理上必要があると認めるときは、利用等の許可について条件を付することができる。

(権利の譲渡等の禁止)

第12条 利用等の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用等の許可の取消し等)

第13条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用等の許可を取り消し、又は利用等を停止し、若しくは制限することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により利用等の許可を受けたとき。
- (2) 利用等の許可の条件に違反したとき。
- (3) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

2 前項の規定による処分によって利用者に損害が生じることがあっても、市及び指定管理者は、その責めを負わない。

(削除)

(減免)

第12条 市長は、特別の理由があると認めるときは、観覧料、使用料又は駐車料金（以下「観覧料等」という。）を減免することができる。

(観覧料等の返還)

第13条 既納の観覧料等は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(原状回復)

第14条 利用者は、その利用が終わったとき、又はその利用を取り消されたときは、直ちに係員の指示に従い、その利用の場所を原状に復さなければならない。

(損害賠償)

第15条 資料館の建物、設備、資料等を汚損し、毀損し、又は滅失させた者は、市長の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(目的外の使用料)

第16条 資料館をその目的外に使用する場合の使用料は、別表第4のとおりとする。

2 前項の使用料は、その月分を翌月の10日までに納入しなければならない。

(費用の負担)

第17条 資料館をその目的外に使用する場合に電気、水道又はガスを使用するときは、これに要する経費は、使用する者の負担とする。

(削除)

(削除)

(原状回復等)

第14条 利用者は、その利用等が終わったとき、又はその利用等の許可を取り消されたときは、直ちに係員の指示に従い、その利用等の場所を原状に復さなければならない。

(資料の貸出し)

第15条 資料館の資料は、貸出しをしない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(損害賠償)

第16条 資料館の建物、設備、資料等を汚損し、毀損し、又は滅失させた者は、市長の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(目的外の使用料)

第17条 資料館をその目的外に使用する場合の使用料は、別表第4のとおりとする。

2 前項の使用料は、その月分を翌月の10日までに納入しなければならない。

(目的外の使用料の減免)

第18条 市長は、特別の理由があると認めるときは、目的外の使用料を減免することができる。

(目的外の使用料の返還)

第19条 既納の目的外の使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(費用の負担)

第20条 資料館をその目的外に使用する場合に電気、水道又はガスを使用するときは、これに要する経費は、使用する者の負担とする。

(準用)

第18条 第9条、第10条及び第12条から第14条までの規定は、資料館をその目的外に使用する場合について準用する。

(長崎原爆資料館運営審議会)

第19条 資料館の運営に関する重要事項を調査審議するため、長崎原爆資料館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第20条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 被爆者団体を代表する者
- (2) 学識経験のある者
- (3) 教育関係者
- (4) 市議会議員
- (5) 地元自治会を代表する者
- (6) 公益団体等を代表する者
- (7) 市民

3 市長は、前項第7号に掲げる委員の選任に当たっては、公募の方法により、これを行うものとする。

(任期)

第21条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項本文の規定にかかわらず、委員（前条第2項第4号に掲げる委員を除く。）の任期については、委嘱の際現に委員である者の任期満了の日を勘案し、必要があると認めるときは、2年を超えない期間とすることができる。

(会長及び副会長)

第22条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

(準用)

第21条 第12条から第14条までの規定は、資料館をその目的外に使用する場合について準用する。この場合において、第13条第1項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第2項中「市及び指定管理者」とあるのは「市」と読み替えるものとする。

(長崎原爆資料館運営審議会)

第22条 資料館の運営に関する重要事項を調査審議するため、長崎原爆資料館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第23条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 被爆者団体を代表する者
- (2) 学識経験のある者
- (3) 教育関係者
- (4) 市議会議員
- (5) 地元自治会を代表する者
- (6) 公益団体等を代表する者
- (7) 市民

3 市長は、前項第7号に掲げる委員の選任に当たっては、公募の方法により、これを行うものとする。

(任期)

第24条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項本文の規定にかかわらず、委員（前条第2項第4号に掲げる委員を除く。）の任期については、委嘱の際現に委員である者の任期満了の日を勘案し、必要があると認めるときは、2年を超えない期間とすることができる。

(会長及び副会長)

第25条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 審議会に副会長を置き、会長の指名によりこれを定める。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第23条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(小委員会)

第24条 審議会は、必要があると認めるときは、小委員会を置くことができる。

2 小委員会は、会長の指名する委員をもって組織する。

3 前2項に定めるもののほか、小委員会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(関係人の出席等)

第25条 審議会は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は関係人に資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第26条 審議会の庶務は、原爆被爆対策部において処理する。

3 審議会に副会長を置き、会長の指名によりこれを定める。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第26条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(小委員会)

第27条 審議会は、必要があると認めるときは、小委員会を置くことができる。

2 小委員会は、会長の指名する委員をもって組織する。

3 前2項に定めるもののほか、小委員会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(関係人の出席等)

第28条 審議会は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は関係人に資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第29条 審議会の庶務は、原爆被爆対策部において処理する。

(市長による管理)

第30条 市長は、指定管理者の指定をすることができないとき、又は指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の停止を命じたときは、第6条第1項の規定にかかわらず、管理の業務を自ら行うものとする。

2 前項の場合における第8条第1項、第9条第1項及び第3項、第10条、第11条、第13条並びに別表第2の規定の適用については、第8条第1項中「市長の承認を得て指定管理者が」とあるのは「市長が別に」と、第9条第1項中「資料館の利

用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない」とあるのは「別表第1に掲げる観覧料、別表第2に掲げる使用料又は別表第3に掲げる駐車料金（以下「観覧料等」という。）を市長に納入しなければならない」と、同条第3項中「利用料金については、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて」とあるのは「使用料については、市長が別に」と、第10条中「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定める基準に基づき、利用料金」とあるのは「市長は、特別の理由があると認めるときは、観覧料等」と、第11条及び第13条第1項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第2項中「市及び指定管理者」とあるのは「市」と、別表第2備考2から備考4までの規定中「金額」とあるのは「使用料」と、同表備考5中「実費に相当する額とする」とあるのは「実費を徴収する」と、同表備考6中「金額」とあるのは「使用料」と、「指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める額とする」とあるのは「市長が定める」とし、第8条第2項並びに第9条第2項及び第4項の規定は適用しない。

3 市長は、第1項の規定により管理の業務を行うこととし、又は同項の規定により行っている管理の業務を行わないこととするときは、あらかじめその旨を告示するものとする。

（委任）

第31条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年9月1日から施行する。

（経過措置）

2 施行の日前に改正前の長崎原爆資料館条例の規定によりなされた利用の許可その他の行為は、改正後の長崎原爆資料館条例の相当規定によりなされたものとみなす。

（準備行為）

3 指定管理者の指定に関し必要な手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

（委任）

第27条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

別表第1（第6条関係）

区分	観覧料	
	個人	団体 (15人以上)
一般	円 2001人につき	円 160
小学校の児童又は 中学校若しくは高 等学校の生徒	1001人につき	80

備考 「一般」とは、15歳以上の者（中学校及び高等学校の生徒を除く。）をいう。

別表第2（第8条関係）

区分	利用時間	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで
	平日		円 8,691	円 11,581
土曜日、日 曜日又は休 日		10,429	13,896	16,683

備考

- 「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- 利用者が入場者から入場料金その他これに類する料金を徴収する場合の使用料は、この表に掲げる使用料の倍額とする。
- 利用者がこの表に掲げる利用時間帯のいずれかの全部をその利用に係る準備又はリハーサルのために利用する場合の使用料は、この表に掲げる額（備考2の適用があるときは、当該適用後の額）の4割に相当する額とする。
- 利用者がこの表に掲げる利用時間帯を連続して利用する場合においては、正午から午後1時まで又は午後5時から午後6時までの利用に係る使用料は、徴収しない。

別表第1（第9条関係）

区分	観覧料	
	個人	団体 (15人以上)
一般	円 2001人につき	円 160
小学校の児童又は 中学校若しくは高 等学校の生徒	1001人につき	80

備考 「一般」とは、15歳以上の者（中学校及び高等学校の生徒を除く。）をいう。

別表第2（第9条関係）

区分	利用時間	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで
	平日		円 8,691	円 11,581
土曜日、日 曜日又は休 日		10,429	13,896	16,683

備考

- 「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- 利用者が入場者から入場料金その他これに類する料金を徴収する場合の金額は、この表に掲げる金額の倍額とする。
- 利用者がこの表に掲げる利用時間帯のいずれかの全部をその利用に係る準備又はリハーサルのために利用する場合の金額は、この表に掲げる額（備考2の適用があるときは、当該適用後の額）の4割に相当する額とする。
この場合において、当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。
- 利用者がこの表に掲げる利用時間帯を連続して利用する場合においては、正午から午後1時まで又は午後5時から午後6時までの利用に係る金額は、徴収しない。

- 5 利用者が特別の設備をする場合に、備付けの器具以外の器具を使用して電気又は水道を使用するときは、実費を徴収する。
- 6 利用時間を超過して利用する場合の使用料は、市長が定める。
- 7 附属設備の使用料は、市長が定める。

別表第3 (第11条関係)

区分	駐車料金	
	最初の1時間まで	その後30分までごと
バス	円 510	円 510
マイクロバス	250	250
普通自動車	100	100
小型自動車		
軽自動車		

備考

- 「バス」とは、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号。以下「省令」という。）別表第1に規定する普通自動車のうち人の運送の用に供する乗車定員30人以上のものをいう。
- 「マイクロバス」とは、省令別表第1に規定する普通自動車のうち人の運送の用に供する乗車定員11人以上29人以下のものをいう。
- 「普通自動車」とは、省令別表第1に規定する普通自動車のうち人の運送の用に供する乗車定員11人以上のものを除いたものをいう。
- 「小型自動車」とは、省令別表第1に規定する小型自動車のうち二輪自動車を除いたものをいう。
- 「軽自動車」とは、省令別表第1に規定する軽自動車のうち二輪自動車を除いたものをいう。

- 5 利用者が特別の設備をする場合に、備付けの器具以外の器具を使用して電気又は水道を使用するときは、実費に相当する額とする。
- 6 利用時間を超過して利用する場合の金額は、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める額とする。

(削除)

別表第3 (第9条関係)

区分	駐車料金	
	最初の1時間まで	その後30分までごと
バス	円 510	円 510
マイクロバス	250	250
普通自動車	100	100
小型自動車		
軽自動車		

備考

- 「バス」とは、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号。以下「省令」という。）別表第1に規定する普通自動車のうち人の運送の用に供する乗車定員30人以上のものをいう。
- 「マイクロバス」とは、省令別表第1に規定する普通自動車のうち人の運送の用に供する乗車定員11人以上29人以下のものをいう。
- 「普通自動車」とは、省令別表第1に規定する普通自動車のうち人の運送の用に供する乗車定員11人以上のものを除いたものをいう。
- 「小型自動車」とは、省令別表第1に規定する小型自動車のうち二輪自動車を除いたものをいう。
- 「軽自動車」とは、省令別表第1に規定する軽自動車のうち二輪自動車を除いたものをいう。

別表第4 (第16条関係)

使用区分	使用料 (1月につき)
売店	1月の売上額の100分の5.29に相当する金額

備考

- 1 使用期間が1月未満であるとき、又は使用期間に1月未満の端数があるときは、その使用期間又はその端数期間の使用料の額については、1月を30日とした日割計算をする。
- 2 使用料の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

別表第4 (第17条関係)

使用区分	使用料 (1月につき)
売店	1月の売上額の100分の5.29に相当する金額

備考

- 1 使用期間が1月未満であるとき、又は使用期間に1月未満の端数があるときは、その使用期間又はその端数期間の使用料の額については、1月を30日とした日割計算をする。
- 2 使用料の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

参考資料

長崎原爆資料館、長崎市平和会館及び長崎市歴史民俗資料館への指定管理者制度導入

長崎原爆資料館の管理について、経費削減、事務の効率化を図り、被爆者のいなくなる時代に備え、被爆75周年（2020年）を前に、被爆都市の使命として原爆資料館業務の根幹をなす資料の収集・調査研究や被爆の継承、平和発信などに特化する体制を整えるため、根幹となる業務を除く施設の利用、施設・設備の維持及び受付などの管理等業務について、利用料金制による指定管理者制度を導入したい。

なお、指定管理者制度導入にあたり、現在、平和推進課において長崎原爆資料館と一体的に管理している長崎市平和会館及び長崎市平和会館と同一建物内にある長崎市歴史民俗資料館を併せた3施設を一体的に運営することで業務の効率化が図られるため、3施設をグループとして指定管理者制度を導入することとし、一の指定管理者を選定したい。

今回、3施設に指定管理者制度を導入するにあたり、各施設の設置条例に必要な改正を行う。

1 指定管理者制度導入の方針

施設名	根拠条例	選定区分	利用料金制	指定期間
長崎原爆資料館	長崎原爆資料館条例	公募 (グループ化)	適用	5年
長崎市平和会館	長崎市都市公園条例			
長崎市歴史民俗資料館	長崎市歴史民俗資料館条例		該当なし (入館料なし)	

※なお、導入時期は、平成31年(2019年)9月1日からとする。

2 経費比較

(単位：千円)

項目	決算額					指定管理移行後の見込み	
	26年度	27年度	28年度	29年度	4年間平均		
収入	原爆資料館使用料	95,178	110,503	102,655	104,002	103,084	103,084
	平和会館使用料	2,188	4,185	3,617	3,865	3,464	3,889
収入合計 A		97,366	114,688	106,272	107,867	106,548	106,974
支出	原爆資料館計(B1)	151,953	149,942	146,251	153,373	150,380	146,810
	平和会館計(B2)	36,446	39,255	39,771	38,923	38,599	38,628
	歴史民俗資料館計(B3)	3,046	3,207	3,018	3,302	3,143	3,143
支出合計 B (B1+B2+B3)		191,445	192,404	189,040	195,599	192,122	188,582
管理経費 (指定管理委託料 B-A)		94,079	77,716	82,768	87,731	① 85,574	② 81,609

$$\textcircled{2} - \textcircled{1} = \blacktriangle 3,965 \text{千円}$$

3 各施設の指定管理者制度導入に伴う業務の範囲

(1) 長崎原爆資料館

施設の利用に関する業務や、施設、設備の維持管理及び受付に関する業務などの管理業務について指定管理者に行わせることとし、被爆や平和に関する調査研究、資料の調査や収集、保存、展示及び平和学習、被爆体験の継承などの平和事業の実施などの運営業務は被爆都市の使命として原爆資料館の業務の根幹をなすものであり、これまでどおり直営で行う。

ア 指定管理者が行う業務

- (ア) 長崎原爆資料館の利用の許可その他の資料館の利用に関する業務
- (イ) 長崎原爆資料館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (ウ) 前2項に掲げるもののほか、長崎原爆資料館の運営に関して市長が必要と認める業務

(2) 長崎市平和会館

施設の利用に関する業務や、施設、設備の維持管理に関する業務などの管理業務のみのため、全て指定管理者に行わせる。

ア 指定管理者が行う業務

- (ア) 平和会館の利用の許可その他の平和会館の利用に関する業務
- (イ) 平和会館の施設及び設備の維持管理に関する業務

(3) 長崎市歴史民俗資料館

施設及び設備の維持管理に関する業務について指定管理者に行わせることとし、資料の収集、保存及び展示、調査・研究に関する業務など、学芸業務を含む学術的な調査研究については、長崎市の責務として、安定した体制で取り組み、その成果を組織として継承・発信していかなければならず、必要な人材の育成と定着を含め、継続して直営で行う。

ア 指定管理者が行う業務

- (ア) 歴史民俗資料館の施設及び設備の維持管理に関する業務